

議第62号

高山市誰にもやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例について

高山市誰にもやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月11日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

郵便局株式会社法の改正等に伴い改正しようとする。

高山市誰にもやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例

高山市誰にもやさしいまちづくり条例（平成16年高山市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別表（第16条関係） 表（略） 備考 この表中「郵便局」とは、 <u>郵便事業株式会社、郵便局株式会社</u> 又は郵便保険会社の営業所をいう。	別表（第16条関係） 表（略） 備考 この表中「郵便局」とは、 <u>日本郵便株式会社</u> 又は郵便保険会社の営業所をいう。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。